



2010年度 国際政治 期末試験講評

今回の問題文は下記の通りでした。

〔問題〕

下記の文を読み、(1)～(3)のすべての問いについて答えなさい。

「一般的な国内社会と異なり、国際社会は公的な救済制度が十分に整備されていないという特徴をもつ」との説明がある。

- (1)下線部分は、どのようなことを意味しているか。講義の内容をふまえて、例をあげながら具体的に説明しなさい。なお説明に際し、下記の「語群」から2つ以上の語句を使用し、かつ当該の語句を枠で囲むこと。
- (2)国際社会が上記のような特徴をもつことにより、どのような現象が発生するか。その理由も含め、具体的に説明しなさい。なお説明に際し、下記の「語群」から2つ以上の語句を使用し((1)と重複してもよい)、かつ当該の語句を枠で囲むこと。
- (3)国際社会の上記のような特徴は、今後50年のうちに抜本的に変化すると思うか。自分の考えを論理的かつ具体的に述べなさい。

語群：ウェストファリア体制 華夷秩序 イスラム的国際秩序 勢力均衡 国益 国力 軍事力 経済力 ソフト・パワー 民主主義 IGO NGO 集団安全保障体制 集団的自衛権 同盟体制 強制的措置(制裁) 国連安全保障理事会 国連経済社会理事会 国連事務局 国際司法裁判所 国連専門機関 欧州連合 欧州理事会 欧州議会 リスボン条約 ブレトン・ウッズ体制 IMF WTO EU PKO 戦争(武力紛争) 自由貿易 保護貿易 環境問題 南北格差 核拡散問題 民族問題 グローバル・アジェンダ 人権侵害 累積債務問題 理想主義 現実主義 新現実主義 マキャベリ モーゲンソー ウォルツ ハース 国際システム論 ゲーム理論 囚人のジレンマ 機能主義 リンケージ論 国際レジャー論

1. 答案の作成方法について

最初に、どのような手順で答案を作成すべきだったか、具体的に見てゆきます。

(1)問題文を読み、出題者の意図を理解する。

1. 問題文を一読すれば明らかな通り、そこには3つの設問がなされています。
2. 第1の設問は、「国際社会は公的な救済制度が十分に整備されていない」という一文の「意味」について、「講義でどのように説明したか」を問うています。したがって「公的救済制度」の具体的に意味する内容についても、自分で勝手に想像するのではなく、講義での説明に沿ったかたちで解答しなければなりません。また解答にあたっては、抽象的にその意味を説明するのではなく、具体例を挙げながら説明しなければなりません(その例そのものは、講義で説明した例と同じである必要はありません)。
3. つづいて第2の設問では、「国際社会に公的な救済制度が十分に整備されていない(不備である)」ことにより、具体的にどのような事態が発生するかにつき、その理由も含めて説明することを求めています。したがって、こちらに対する解答は、第1の設問とセットということですから、第1の設問に正確に答えられなければ、第2の設問についても高い点数は望めません。
4. 最後の第3の設問は、第1の設問で問うた「公的な救済制度の不備という特徴」が、今後半世紀の間に根本的に変化するかどうかを尋ねています。解答は、はっきりと「論理性と具体性」を求めていますので、「理由は……何となくそう思うから」というのでは不十分です。
5. 以上から明かなように、今回の問題は、形式的には3つに分れてはいますが、第1の設問にきちんと答られるか否かに、大きく依存しています。上手く解答できれば、それだけで合格が期待できるラインに到達できますが、ここで誤ると、ほとんど点数がつきません。
6. また80分という短い時間で、これだけ数多くの論点をきちんとカバーできるかどうかは、講義をきちんと聴き、それを理解していたかに加えて、解答に先立ち「答案構成」をきちんとできるかどうかにかかっています。ではその点につき、次項でみることにします。

(2)必要と思われる論点を（紙に）書き出す。

1. ここで最重要の論点は、講義で説明した「公的救済制度」とは何であったか、です。実際の解答をみたところ、「社会の内部に存在する経済格差や人権侵害、環境問題を是正するような制度」を「公的救済制度」と定義した答案も複数見られましたが、講義ではそのような説明は一切していません。したがって、そのような答案はほとんど点数をつけることができませんでした。
2. 講義を聞いていた人なら誰でも判るように（実際、採点した答案の大半がこちらの答えでしたが）、ここでいう「公的救済制度」とは、ある国の政治的独立や領土の一体性、あるいはさまざまな法的利益を脅かす、他国の行動（侵略など）に対して、脅かされた国が訴えることのできる救済手段のことを意味しています。国内社会でしたら、自宅の敷地に無断で侵入、占拠してくるような他者を排除するべく、警察や裁判所に訴えでることが可能です。講義ではこれをさして「一般的な国内社会には公的救済制度が十分に整備されている」と説明しました。他方、国際社会には、そのような意味での警察や裁判所が十分に整備されていません。この点を、きちんと論点として示せば、合格答案として十分と考えられます。
3. 第2の設問については、要するに「公的救済制度が不備であるから、各国は自力救済の手段に訴えざるを得ない」という点が示されていれば十分です。具体的には「戦争（武力紛争）」や「核武装（核拡散）」などがキーワードとなるでしょう。
4. 第3の設問については、解答者ごとに考えは異なるでしょうから、それぞれ独自の論点を立ててもらって構いません。ただし上述の通り、論理性と具体性が必要ですから、そのような答案になるべく、論理的かつ具体的な論点が必要となります。

(3)答案全体の論理構成を組み立てる。

1. 設問が3つに分れていますから、答案も3つに分けて書くのが適当でしょう。また今回の問題については、設問自体が、論理順に組み立てられていますから、論理面での答案構成については、さほど苦勞せず可能だったと思われます。
2. むしろ問題は、具体例などをどのような順序で、どこに入れ込んでいくかという点です。設問には「語群から2つ以上の語句を使用すること」という縛りがありますので、このキーワードをどこでどう使用するか、といった形で悩むことになりましょう。解答例では、公的救済制度＝警察や裁判所の不備を説明するのに、国連安全保障理事会と国際司法裁判所の欠陥（拒否権制度と、強制的管轄権の不在）を例として挙げましたが、それ以外の例でも、説明として成立していれば何ら問題はありません。
3. なお採点に際しては、いつも通り「きちんと段落わけができているか」「全体としてまとまりのある構成となっているか」といった面からもチェックしました。思い付くままにグラグラと書き並べたような答案は、当然ながら減点しています。

(4)実際に答案を書く。

（省略）

(5)きちんと読み直し、おかしい所がないかチェックする。

1. この作業をきちんとすれば、誤字や脱字などはかなり減るはずなのですが、誤字を理由に、減点した答案も少くありませんでした。もったいない話です。
2. また、日本語として意味が通っていない答案も、複数枚見つかりました。これも一度、最初から読み直してみれば、すぐに気づくはずなのですが。

II . 期末試験の採点について

(1)採点に際しては、最初に下記の諸点に留意しつつ、大まかなチェックを行いました。

1. 設問に対して、きちんと解答をしているか。

→問題文をきちんと読めていない答案是、大きく減点しています。その判断は「公的救済制度の説明が、講義で行ったものと一致しているか」や、「きちんと具体例を出しているか」「語群の語句をきちんと使用しているか」などから行いました。

2. 論旨の明快さや論理性が、大学生にふさわしい水準に達しているか。

→上述の通り、今回の出題は「答案構成がきちんとできるか」が、ひとつの鍵です。したがって、一読して「何が言いたいのか、よく意味の分らない」答案は、この答案構成ができていないと判断し、減点しました。また、段落分けがきちんとなされず、ドラドラと改行もなく書き続けている答案も、同じ理由で減点の対象としました。

(2)つぎに、以下のようなポイントをきちんと押えているか、チェックしました。

1. 解答の分量が不足していないか。反対に無駄な記述が含まれていないか。

試験時間は 80 分あるわけですから、それなりに分量が書かれていないと、全体としての評価はさがります。また上述のとおり、出題と全く無関係の事柄がいろいろ書かれている場合も、やはり評価は下がります。「書いて置けば損にはなるまい」と考えたのかもしれませんが、結局「何が言いたいのか、よく意味の分らない」答案に近くなるだけですので、全体としての印象は悪くなるだけです。「求められる知識を、論理的に、かつ過不足なく書く」ことを心掛けて下さい。

ちなみに書き終わっていない「未完結の答案」も、採点はしましたが、それなりに減点してあります。

2. 「基本的なミス」を犯していないか。

たとえば、安全保障理事会の総ての理事国に拒否権が与えられている(正しくは5つの常任理事国のみ)とか、国際司法裁判所の判決に拘束力が認められていないとか、基本的な事実について誤認しているものについては、それなりに減点しました。

(3)最後に、誤字脱字など、形式的なミスについてチェックをし、あまりに酷いものについては減点しました。

こう書くと必ず、「読めればいいのではないですか」といいだす学生が出てきますが、それでは同じように、誤字脱字だらけの履歴書やエントリーシートを、就職活動で提出したら、どういう結果になるかを考えてください。試験中は辞書を引けないので、ある程度までは大目に見ていますが、あまりに酷いものは、減点の対象としています。ちなみに、今回の試験で目についたのは「紛争」を「粉争」と誤記した答案です。問題文(語群)にそのまま「紛争」と書いてあるわけですから、これを「粉争」と誤記するのは、迂闊にもほどがあります。したがって、とくに厳しく点を引きました。

また枚数は多くありませんでしたが、「です・ます」調と、「だ・である」調が混在している答案もありましたので、これも減点対象です。論述答案における基本中の基本ですから、とくに気をつけて下さい。

④その後、加減点や裁量点なども合算して、最終的な成績を算出しました。答案がボロボロでも、加減点のおかげでA評価になった人がいる一方、答案そのものは素晴らしいのに、加減点によりCになってしまった人もいます。したがって、成績表にAがついていたとしても慢心せず、またCだったとしてもガッカリせず、今後もよい答案が書けるよう、精進して下さい。

なお自分の答案について、より詳しいコメントや指導を希望するひとは、sito@cc.matsuyama-u.ac.jp まで連絡をもらえれば随時対応します。

3. 成績分布について

- ①履修登録者全体（講義に一度も出席しなかった者も含む）における成績分布
A：35.2% B：7.3% C：15.7% X：21.1% 無資格・欠席：20.7%
- ②期末試験受験者における成績分布
A：44.4% B：9.2% C：19.8% X：26.6%

4. 解答例

(1)一般的な国内社会においては、自己の生命や財産が不法に脅かされるような事態が生じた場合、警察や裁判所に訴えることにより、自ら手を下さずとも、政府によってそのような侵害を排除してもらえるのが通例である。

しかるに国際社会には中央政府が存在せず、国内社会に見られるような警察や裁判所は存在しない。他国からの不法な武力攻撃や、自国領土への侵略、占拠といった事態が生じたとしても、通報すれば無条件で駆けつけてくれるような「国際警察」や、判決により退去を命じ、さらに強制代執行を行ってくれるような「国際裁判所」は存在しないのである。

国連安全保障理事会は、上記のような他国領土への侵略が発生した場合、**強制的措置（制裁）**により、それを排除する行動に踏み切る場合がある。しかし、安保理の決定には、理事国のうち9か国以上の賛成が必要であり、しかも常任理事国には拒否権が付与されていることから、必ず被侵略国が救済されるとは限らない。また**国際司法裁判所**は、名称こそ裁判所となっているが、国内の裁判所のような強制的管轄権を有していないことから、裁判に服する意思を持たない国に対して、何らかの命令を下す権限を有していない。

国際社会は、公的な救済制度が十分に整備されていないとは、そのような意味である。形式的には、国連安全保障理事会や国際司法裁判所が存在することから、まったく存在しない（不在）というわけではないが、それらが十分に機能しないことから「十分に整備されていない」というのが、適当な表現と考えられる。

(2)国際社会を構成する諸国は、上記のような特徴を有する国際社会においては、自力救済の手段を準備せざるを得ない。なぜなら、国内社会におけるような警察や裁判所が存在しない以上、自国の利益や国民の生命・財産を確実に守るためには、それらに対する脅威を、自力で排除するしかないためである。

そのため、国際社会においては核兵器を自ら保有しようとする動きが生じることがあり、これがいわゆる**「核拡散問題」**である。また他国からの武力攻撃は、容易に**戦争（武力紛争）**へと発展する。これらは、国際社会において公的救済制度が十分に存在しないことから、必然的に発生する現象といえる。

(3)このような特徴が、今後50年間の間に抜本的に変化するかについて、私は変化しないと考える。なぜなら、公的救済制度がこれから半世紀のうちに、国内社会と同等の水準まで整備されるとは、到底考えられないからである。

たとえば国連安全保障理事会の拒否権の問題をとってみても、拒否権を廃絶するには国連憲章の改正が不可欠である。しかし、現在拒否権を握る5つの国が、それに同意するとは思えない。そして国連憲章の改正には、制度上、これら5つの国の同意が絶対条件なのである。国際司法裁判所についても、諸国がこれに強制的管轄権を付与するとは想像できない。

したがって、私はこのような国際社会の特徴は、今後半世紀のうちには変化しないと考えている。

以上

※これはあくまでも「解答例」であり、この通りに書かねばならないわけではない。